

平成30年7月豪雨災害義援金の第7次配分について

日本赤十字社広島県支部等に寄せられた義援金の各市町への第7次配分額が、第7回平成30年7月広島県豪雨災害義援金配分委員会にて決定されました。

これを受け、第7回平成30年7月呉市豪雨災害義援金配分委員会の開催に代えて、10月11日から10月14日にかけて書面審議を行い、被災者への第7次配分額を決定（県の配分基準と同様）しましたので、お知らせします。

なお、当災害に係る義援金について、今回は最終配分となります。

1 対象区分と配分額

広島県から呉市への第7次配分額 92,373,380円

配分額は次のとおり

区分	総配分額 (G=A+B+C+D +E+F+G)	1次 (A)	2次 (B)	3次 (C)	4次 (D)	5次 (E)	6次 (F)	7次(今回) (G)
亡くなられた方	2,780,600円	5万円	175万円	50万円	20万円	10万円	5万円	130,600円
重傷者	1,390,300円	5万円	85万円	25万円	10万円	5万円	2.5万円	65,300円
住居全壊	2,780,600円	5万円	175万円	50万円	20万円	10万円	5万円	130,600円
住居半壊	1,390,300円	5万円	85万円	25万円	10万円	5万円	2.5万円	65,300円
一部損壊	556,120円	5万円	31万円	10万円	4万円	2万円	1万円	26,120円

※1 人的被害と住居被害の両方を受けた場合は、それぞれ配分します。

2 申請手続

既に見舞金や義援金等の申請を行っている方は、改めての申請手続は不要です。
(これまでに申請手続を一切行っていない方のみ申請が必要となります。)

3 受付場所

市役所3階（福祉保健課）、各市民センター

4 周知方法

ホームページ等

5 その他

義援金の第7次配分の支給は、10月下旬から順次行う予定です。